

## 宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

**Q：宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）を実施する上で、参加者を募る際の旅行業法上の留意点は何か。**

**A：旅行業法において、報酬を得て運送機関や宿泊機関等と旅行者の間に入り、代理、取り次ぎ等を行うことは「旅行業」に該当し、また、旅行業を行うためには、旅行業者または旅行業者代理業者として登録されている必要があります。**

したがって、旅行業者または旅行業者代理業者として登録されていない事業者が宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）を実施する場合には、同法に抵触しないよう次のいずれかの対応をとることが考えられます。

- （１）交通、宿泊、観光等に係る手配または必要な料金の支払い等を参加者自身が行うこととすること（現地集合・解散とするなど）。
- （２）当該手続を旅行業者に依頼すること

なお、事業者が参加者から料金を受け取ることは、利益の有無に関わらず「報酬」とみなされる可能性がありますので、重ねてご留意ください。